

品川区被保護者等自立促進事業実施要綱

- 制定 平成 17 年 4 月 1 日区長決定
要綱 第 60 号
- 改正 平成 19 年 4 月 1 日部長決定
要綱 第 76 号
- 改正 平成 20 年 6 月 25 日部長決定
要綱 第 93 号
- 改正 平成 20 年 8 月 29 日部長決定
- 改正 平成 20 年 10 月 1 日部長決定
- 改正 平成 21 年 3 月 10 日部長決定
要綱 第 22 号
- 改正 平成 21 年 7 月 15 日部長決定
要綱第 364 号
- 改正 平成 22 年 10 月 14 日区長決定
要綱第 119 号
- 改正 平成 24 年 4 月 1 日部長決定
要綱 第 67 号
- 改正 平成 26 年 4 月 1 日区長決定
要綱 第 78 号
- 改正 平成 29 年 7 月 31 日区長決定
要綱 第 123 号
- 改正 令和 3 年 8 月 20 日部長決定
要綱 第 300 号
- 改正 令和 4 年 3 月 29 日区長決定
要綱 第 123 号
- 改正 令和 7 年 4 月 1 日区長決定
要綱 第 116 号

(目的)

第 1 条 品川区被保護者自立促進事業は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受ける者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、被保護者および支援給付を受ける者（以下「被保護者等」という。）の自立を助長を図ることを目的とする。

(支給対象事業)

第2条 支援の対象とする事業は、次の区分による支援とする。

- (1) 就労支援
- (2) 社会参加活動支援
- (3) 地域生活移行支援
- (4) 健康増進支援
- (5) 次世代育成支援

(支給対象者経費等)

第3条 支給の対象となる経費（以下「支給経費」という。）の種類、支援の内容、対象者の要件、単価の上限額は、別表1のとおりとする。

(支給方法)

第4条 支給経費は、被保護者等に現金給付の方法で支給する。

(支給手続)

第5条 この事業による支援を受けようとする被保護者等（以下「申請者という。」）は、「品川区被保護者等自立促進事業支給申請書」（別紙様式第1号）に別表2に掲げる必要書類を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 前条の支給申請書の提出があったときは、福祉事務所長は内容を審査し、速やかに支給の承認を決定、または支給の承認をしないことを決定する。

- 2 福祉事務所長は、支給の承認の決定に際し、適正な支給に必要があるときは、金額を増減または条件を付して決定することができる。
- 3 福祉事務所長は、支給の決定を行ったときは、速やかに、被保護者等自立促進事業支給決定通知書（別紙様式第2号）、または被保護者等自立促進事業支給不承認通知書（別紙様式第3号）により申請者に通知するとともに、支給を決定した場合においては、その経費を申請者に支給する。この場合において、金額の増減を行った場合、または条件を付した場合は、その内容を申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、福祉事務所長は、次世代育成支援を受けようとする被保

護者等で、学習塾等への通塾（以下「通塾等」という。）を行う予定の者に対し、通塾に要する費用が確認できる書類により支給予定額の決定ができるものとする。

- 5 福祉事務所長は、前項の支給予定額の決定を行ったときは、速やかに、被保護者等自立促進事業支給予定額決定通知書（別紙様式第4号）により、申請者に通知し、申請者より領収書等の提出があった際は、支給予定額を限度として、その経費を申請者に支給するものとする。この場合において、福祉事務所長は、被保護者自立促進事業分割支給表（別紙様式第5号）により、支給累計額を確認するものとする。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成20年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成22年11月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成23年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和3年8月20日から適用する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

支給経費の種類等

別表1

支給対象事業	支給経費の種類		支援の内容	対象者の要件	対象者1人あたりの上限	
					単価	回数等
就労支援	就労支援費	就職活動用の被服等	スーツ代等の支給	主に稼働年齢層の被保護者等で就職面接時に必要なスーツ等を購入費用の支援について、福祉事務所長が必要と認めたもの	25,000円	年度上限額
		就職活動用の携帯電話購入	プリペイド式携帯電話購入費の支給	主に稼働年齢層の被保護者等で就職面接時に必要なプリペイド式携帯電話を購入費用の支援について、福祉事務所長が必要と認めたもの	20,000円	年度上限額
		技能修得補助	補助教材費等の支給	既に技能修得費が支給されており積極的に資格取得を目指している被保護者等であって、補助教材等を購入費用の支援について、福祉事務所長が必要と認めたもの	12,000円	年度上限額
	緊急一時保育料	母・子の病気等緊急時対応	緊急一時保育料の支給	母子世帯等で母や子(主に9歳以下)の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合で、福祉事務所長が必要と認めたもの	5,000円	年6回
社会参加活動支援	社会参加活動費	ボランティア講座受講料	ボランティア講座受講料の支給	高齢者でボランティア講座を受講した被保護者等であって、福祉事務所長が必要と認めたもの(入院・入所中の者を除く)	2,000円	年3回
		ボランティア保険料	ボランティア保険料の支給	高齢者でボランティア活動を行うに伴い、ボランティア保険に加入した被保護者等であって福祉事務所長が必要と認めたもの(入院・入所中の者を除く)	700円	年1回
		シルバー人材センター年会費	シルバー人材センター年会費の支給	高齢者でシルバー人材センター年会費を負担した被保護者等であって、就労収入からの必要経費控除を行っていないもの(入院・入所中の者を除く)	2,000円	年1回
		精神障害者等自助グループ参加交通費	ミーティング参加交通費の支給	精神疾患等のため社会生活を営むことが困難な被保護者が同じ障害を持つ患者グループのミーティングに参加する場合であって、福祉事務所長が必要と認めたもの	60,000円	年度上限額
		義務教育学校標準服購入費	義務教育学校標準服購入費の支給	義務教育学校に入学した児童・生徒であって、福祉事務所長が必要と認めたもの	20,000円	年1回
地域生活移行支援	住宅契約関係費	入居要件となっている鍵交換費等	鍵交換費等の支給	病院等からの地域移行や転宅等により新たに住宅を確保する場合で、入居要件となっている鍵交換費等の支援について、福祉事務所長が必要と認めたもの	20,000円	入居契約毎
	高齢者等生活環境改善事業	居宅清掃及び居宅環境整理サポート支援費用	居宅清掃(事業者への委託)及び居宅環境整理サポート支援(ヘルパー等派遣)	部屋を清潔に保てない被保護者等の高齢者等(他法他施策での援助対象者は除く)であって、福祉事務所長が必要と認めたもの	居宅清掃 150,000円	年1回
					ヘルパー等派遣 2,230円	年60時間
	生活支援事業	生活支援サービス年会費及びヘルパー等派遣費用	生活支援サービス年会費及びヘルパー等派遣費用の支給	他法他施策による生活支援サービスが受けられない被保護者等で、病状等で福祉事務所長が支援を必要と認めたもの。 ただし、他法他施策により受けられる生活支援サービスの上乗せサービスは対象としない	ヘルパー等派遣 2,230円	年60時間
					精神科カウンセリング受診料	カウンセリング受診料の支給
	債務整理支援費	債務整理支援費	預納金の支給	破産宣告の手続きを希望する多重・多額債務者に陥っている被保護者等であって、福祉事務所長が必要と認めたもの	15,000円	年1回
その他支援関係	その他支援関係費	その他支援関係費の支給	都が承認した地域生活移行支援事業で、福祉事務所長が必要と認めたもの	別に定める	別に定める	

支給経費の種類等

別表1

支給対象事業	支給経費の種類		支援の内容	対象者の要件	対象者1人あたりの上限	
					単価	回数等
健康増進支援	健康増進費	介護予防教室参加費	介護予防教室参加費の支給	介護予防を目的とする介護予防教室に参加した被保護者であって福祉事務所長が必要と認めたもの(入院・入院中の者及び介護サービス受給者を除く)	1,000円	年3回
次世代育成支援	次世代育成支援費	高校・大学等進学・基礎学力向上支援費	夏季講習など学習塾等の受講費の支給	次世代育成支援の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などにより在宅での学習環境を整える必要が認められる小学校1年生から高校3年生までであり、福祉事務所長が認めたもの。ただし、定時制高校においては、高校4年生までを対象とする。	①小学校1年生～中学校2年生 100,000円 ②中学校3年生 300,000円 ③高校1・2年生 150,000円 ④高校3年生 300,000円 定時制高校1年生から3年生は③の区分、4年生は④の区分が上限額となる	年度上限額
		大学進学費	大学等の受験料の支給	次世代育成支援の観点から、大学・専門学校等への進学を目指す高校3年生または定時制高校4年生であって、大学等へ進学することが世帯の自立助長に効果的であると福祉事務所長等が認めたもの	高校3年生または定時制高校4年生 120,000円	年度上限額

※回数上限がないものは年度上限額を超えなければ回数の制限はない。

支給申請における必要添付書類

支給経費の種類			添付書類
就労支援	就労支援費	被服等	領収書
		技能修得補助	領収書
		携帯電話購入費	領収書
	緊急一時保育料	母・子の病気等緊急時対応	領収書
社会参加活動支援	社会活動参加費	ボランティア講座受講料	領収書
		ボランティア保険	領収書
		シルバー人材センター年会費	領収書
		自助グループ参加交通費	領収書もしくは参加案内
		義務教育学校標準服代	領収書
地域生活移行支援	住宅契約関係費	鍵交換費等	領収書
	高齢者等生活環境改善事業	居宅清掃及び居宅環境整理サポート支援	受託会社からの請求書または領収書
	生活支援事業	生活支援サービス年会費及びヘルパー等派遣費用	領収書
		カウンセリング受診料	領収書
	債務整理支援費	予納金	領収書
	その他支援関係	その他支援関係	支払を確認できる文書一式
健康増進支援	健康増進費	介護予防教室参加費	領収書
次世代育成支援	次世代育成支援費	夏季講習など学習塾等の受講費	受講案内等および領収書
		大学等の受験料	大学案内等および領収書

品川区福祉事務所長 あて

申請者住所

申請者氏名

ケース番号

品川区被保護者等自立促進事業支給申請書

下記のとおり被保護者等自立促進事業による支援を申請します。

種 類	支 援 内 容	申 請 額 ※	添 付 資 料
就労支援	スーツ代等		領収書 ・ その他 ()
	携帯用電話購入費		領収書 ・ その他 ()
	補助教材費		領収書 ・ その他 ()
	緊急一時保育料		領収書 ・ その他 ()
社会参加活動 支援	ボランティア講座受講料		領収書 ・ その他 ()
	ボランティア保険料		領収書 ・ その他 ()
	シルバー人材センター年会費		領収書 ・ その他 ()
	ミーティング参加交通費		領収書 ・ その他 ()
	義務教育学校標準服代		領収書 ・ その他 ()
地域生活移行支援	鍵交換費等		領収書 ・ その他 ()
	居宅清掃及び居宅環境整理サポート		領収書 ・ その他 ()
	生活支援サービス年会費及びヘルパー 等派遣費用		領収書 ・ その他 ()
	カウンセリング受診料		領収書 ・ その他 ()
	予納金		領収書 ・ その他 ()
その他支援関係	その他支援関係		領収書 ・ その他 ()
健康増進支援	介護予防教室等参加費		領収書 ・ その他 ()
次世代育成支援	夏季講習など学習塾等の受講費		領収書 ・ その他 ()
	大学等の受験料		領収書 ・ その他 ()

※ 申請額は、事業に関わる経費：領収書・添付資料の額を記載してください。

様

品川区福祉事務所長

品川区被保護者等自立促進事業支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました被保護者等自立促進事業による支援が下記のとおり決定したので通知します。

支援の内容		支給決定金額 ()は申請額
・就労支援		()
・社会参加活動支援		()
・地域生活移行支援		()
・健康増進支援		()
・次世代育成支援		()

注 支給決定額は、品川区被保護者等自立促進事業実施要綱別表1に基づき決定され、限度額を超える場合は、この限度額が支給額となります。

また、この通知は、生活保護法等に基づく処分の通知ではありません。

年 月 日

様

品川区福祉事務所長

品川区被保護者等自立促進事業支給不承認通知書

下記のとおり被保護者等自立促進事業による支援が不承認となりましたので通知します。

支援の内容		不承認理由
・就労支援 ・社会参加活動支援 ・地域生活移行支援 ・健康増進支援 ・次世代育成支援		

注 この通知は、生活保護法等に基づく不利益処分の通知ではありません。

様

品川区福祉事務所長

品川区被保護者等自立促進事業支給予定額決定通知書

年 月 日付で申請のありました被保護者等自立促進事業による支援
が下記のとおり決定したので通知します。なお、支給額の受領の際は、本決定で認めら
れた経費の領収書等の提出が必要になります。

支援の内容		支給予定額 ()は申請額
・次世代育成支援		()

注 支給予定額は、品川区被保護者等自立促進事業実施要綱別表1に基づき決定され、
提出した領収書等の累計額が限度額を超える場合は、この限度額が支給額となります。

また、この通知は、生活保護法等に基づく処分の通知ではありません。

品川区被保護者等自立促進事業 分割支給表

年 月 日決定の次世代育成支援費の費用について、下記のとおり分割して支給する。

(支給対象者) ケース番号: 世帯主氏名: (子: 分)
 支給決定金額: 円 (上限額: 円)

	支給金額	領収書等日付	出金日	累計金額	残額	係長確認印
第1回目						
第2回目						
第3回目						
第4回目						
第5回目						
第6回目						
第7回目						
第8回目						
第9回目						
第10回目						
第11回目						
第12回目						
合計						

